

岐阜県における豚コレラ発生に伴う本県の対応について

1 岐阜県における発生状況

(1) 農場の概況

所在地：岐阜県岐阜市

飼養頭数：繁殖豚 79 頭、肥育豚 531 頭

(2) 経過

＜ 豚 ＞

9 月 3 日 養豚場からの通報により病性鑑定を実施

9 月 8 日 県の検査により豚コレラの疑い

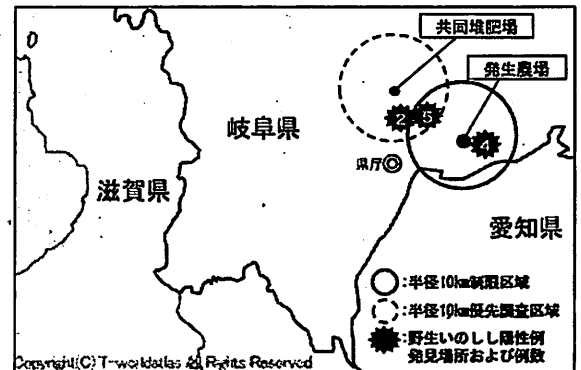
9 月 9 日 国の精密検査により豚コレラと確定

「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、発生農場の飼養豚の殺処分および埋却、発生場所の消毒、周辺養豚場の移動制限等、防疫措置を実施

9 月 10 日 農場内のすべての豚の殺処分および埋却を完了

9 月 29 日 発生農場から半径 3 km～10km の搬出制限を解除

現在 周辺養豚場の監視を継続中



＜野生いのしし＞

9 月 13 日 岐阜市内の死亡野生いのしし 1 頭 (1 例目)

9 月 15 日 岐阜市内の死亡野生いのしし 1 頭 (2 例目)

9 月 18 日 岐阜市内の死亡野生いのしし 3 頭 (3～5 例目)

9 月 21 日 岐阜市内の死亡野生いのしし 1 頭 (6 例目)

9 月 26 日 岐阜市内の死亡野生いのしし 1 頭 (7 例目)

9 月 27 日 各務原市内の死亡野生いのしし 1 頭 (8 例目)

9 月 28 日 岐阜市および各務原市内の死亡野生いのしし 2 頭 (9、10 例目)

9 月 30 日 岐阜市内の捕獲野生いのしし 1 頭 (11 例目)

※月日は、発見または捕獲した時点

	検査頭数	検査結果	
		陽性	陰性
捕獲いのしし	67	1	66
死亡いのしし	24	10	14
合計	91	11	80

※10 月 1 日 19 時 30 分現在の検査状況

※陽性はいずれも発生農場および共同堆肥場周囲半径 10km 区域内

2 本県の対応

(1) 緊急対応

9月9日 豚飼養農家、畜産関係団体等に「家畜衛生情報」を発出して情報提供

9月10日 養豚場5農場への緊急電話確認 →異常なし

国からの要請に基づき、岐阜県へ家畜防疫員3名派遣

9月11日～14日 養豚場5農場への立入検査を実施し、異常の有無の確認、防疫対策の徹底や早期通報等を指導 →異常なし

(2) 監視強化

9月14日～

農林水産省の通知に基づき、琵琶湖環境部自然環境保全課と連携し、死亡野生いのししの検査を実施

発見月日	発見場所	頭数	検査結果	
			陽性	陰性
9月16日	大津市	1		1
9月21日	竜王町	1		1
合計		2	0	2

※10月4日現在

(3) 今後の対応

①発生予防対策の徹底

農家等への「家畜衛生情報」などによる情報提供の実施

今後の発生状況等を踏まえ、必要に応じた農場への立入検査の実施

②監視強化

当面の間、死亡野生いのししの検査の実施

③関係機関・団体等との情報共有

滋賀県養豚推進協議会、市町、滋賀県口蹄疫対策会議幹事会構成員などとの情報共有の実施

豚の飼養状況（平成30年2月1日現在）

中規模（6頭以上）飼養農家 5農場 3,811頭

小規模（5頭以下）飼養農家 11農場 30頭（いのしし含む）

参 考

<豚コレラとは>

- ・豚コレラウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死性が特徴。
- ・感染豚は、唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触により伝染する。
- ・治療法はなく、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されている。
- ・防疫対応は、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 25 年 6 月 26 日農林水産大臣公表）」に基づき実施。

<国内の発生状況>

- ・明治 21 年に北海道で初めて発生。
- ・昭和 44 年にワクチンが開発され、発生は激減。平成 4 年の発生が最後。
- ・平成 5 年から清浄化を目指して対策を開始し、平成 18 年に「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」を策定。ワクチン接種を全面的に中止。
- ・平成 19 年 4 月 1 日、豚コレラ清浄国に復帰。
- ・平成 25 年に改正「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」を公表。

<今年度の取組状況>

(1) 発生予防対策の徹底

①中規模(6頭以上)農場に対する防疫指導の徹底 定期巡回(第1回)

実施日：6月21日～6月27日

内 容：飼養衛生管理基準の確認

豚コレラ抗体検査(すべて陰性)

②「家畜衛生情報」の養豚農家等への発信 16回

(2) 監視強化

①早期通報の徹底

豚等が異常症状を呈する場合に、家畜保健衛生所への早期通報の徹底を指導

②抗体保有状況調査の実施

中規模(6頭以上)農場において豚コレラ抗体検査を年1回以上実施。

(第1回定期巡回において実施。すべて陰性。)

③給与飼料の加熱処理状況調査の実施

中規模(6頭以上)農場の状況について問題がないことを確認済。